

節税の近道<sup>②</sup>

持続的経営のために

遺言書はなぜ残さなければならぬのか。それは、相続人の遺産分割協議をスムーズなものとするために他ならない。

遺言書がない相続では、各相続人がそれぞれの権利ばかりを主張するあまり、分割協議が無駄に長引く。その結果、税法上の特典を受けられなくなる、といった事態も起こり得る。農家にとって問題はそれだけにとどまらない。かつて、旧民法には「家督制度」が存在し、長男が戸主となって財産の全てを相続していた。現在の新民法下では、各相続人が法定相続分が定められており、放っておけば子どもたちの間で土地を分割して相続してしまい、結果として使い勝手の悪い細分された農地ができてしまう。

## 遺言の種類と特徴

	自筆証書遺言	秘密証書遺言	公正証書遺言
メリット	費用なし、簡便	秘密保持	安全、法的根拠高い
デメリット	保管、有効性に難あり	保管に難あり	費用が掛かる

## 証人立ち合いが安心

## 遺言

遺産相続は、農家にとって家業の存続を左右する重大な意思決定といえる。一族の未来を真剣に考えた上で計画的な財産配分をするためにも、効力のある遺言を残さなければならぬ。

遺言には厳格な様式が定められており、決まった方式を踏んだ特定の内容に限って法的に保護される。その種類は「自筆証書遺言」「秘密証書遺言」「公正証書遺言」と三つあるが、安全性・確実性の面からも公正証書遺言の形で遺言を残すことを勧めたい。

公正証書遺言は、2人以上の証人の立ち合いの下で、公正人を作成してもらう遺言である。作成には財産の価額を基に公証人手数料が掛かるが、公正証書遺言の原本は作成した公証人役場に保管されるので、偽造や変造の恐れがなく安全で法的根拠が高いものになる。

分割内容は慎重に決めなければならぬ。農業相続人が農地を取得した場合に限り、大幅に納税額を引き下げることができる「農地等の納税猶予」のような特例もあり、取得者次第で税額にも影響を及ぼし得る。相続が発生した後で遺言と違う内容の分割をするには、相続人全員の合意(遺産分割協議書)が必要となるため、遺言書を作成し始める前に、民法だけでなく税法にも精通した専門家に相談するといいたい。

(一)フンドマーク 税理士法人代表・清田幸弘